

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年十二月二十三日

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

国土交通大臣 赤羽 一嘉

(船舶法施行細則の一部改正)

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「四」及び備考8を削る。

第五号書式中「四」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(鉄道抵当法施行規則の一部改正)

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スペシ」を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為ス」トヲ要ス」を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スペシ」を「氏名ヲ記載スペシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スペシ」を「記載

スペシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スペシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スペシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スペシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スペシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

(船用品検査試験規則の一部改正)

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「四」を削る。

(軌道法施行規則の一部改正)

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「運署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第

二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

(船員法施行規則の一部改正)

第五条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第一三二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の」を「次に掲げる」と、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第十条第一項及び同条第三項中「確認印」を「確認」に改める。

第二十条中「船員の氏名欄に船員の確認印のある」を削り、「かへ」を「代え」に改める。

第二十二条第二項中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

第三十条中「外、左の」を「ほか、次に掲げる」と、「記名押印した」を「氏名又は名称を記載した」に改める。

第四十五条第一項第四号ハ中「(受領印を押させる)」を削る。

第一号書式第一表記載心得4中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第四表中

その他の労働条件	本人印	官署印

その他の労働条件	官署印

同表記載心得6中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同表記載心得7及び記載心得9中「確認印」を「確認」に改める。

第一号書式第一表記載心得4中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第五表記載心得6中「(署名押印)」を削る。

第十一号書式中「(印又は署名)」を「(印又は署名)」に改め、回書式第六表から第八表までの書式中「(署名押印)」を削る。

第十一号書式中「※ 上記のとおり相違ないことを証明する。
船舶所有者氏名」

〔印〕

「並びに※印捺」及び記載心得6を削り、記載心得7を記載心得6に替わる。

第十二号書式中「〔印〕」及び記載心得7を削る。

第十三号書式及び第十四号書式中「〔印〕」及び記載心得4を削る。

第十五号書式中「〔印〕」を削る。

第十六号書式第六表及び同書式第八表中「(印又は署名)」及び「(Seal or signature)」を削り、回書式第六表から第八表までの書式中「(印又は署名)」及び「(Seal or signature)」を削る。

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由

船員の確認印又は署名

Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferral

Seal or signature by holder of this pocket ledger

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由

Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferral

Seal or signature by holder of this pocket ledger

中

を

改

を

改

改

船舶所有者の氏名又は名称
(印又は署名)
Name of shipowner
(Seal or signature)

船員の確認印又
は署名
Seal or signature
by holder
of this pocket
ledger

船舶所有者の氏名又は名称
(印又は署名)
Name of shipowner
(Seal or signature)

め、同書式第九表中
め、同書式第十表から第十一表までの書式中「(印又は署名)」及び「(Seal or sig-

を

nature]」を削り、回書式記載心得第六表及び第七表の項「付記して押印又は署名する」を「付記する」と改め、同項7、8及び10中「記載し、押印又は署名する」を「記載する」と改め、回書式記載心得第八表の項2及び第九表の項2中「確認印を押し、又は署名する」を「記載内容を確認する」に改め、回書式How to enter Table 6 and Table 7の項2及び7中「and the seal or signature」を削り、回書式How to enter Table 8の項2及びTable 9の項2中「put his/her seal or the signature」を「confirm the contents entered」に改める。

第十六号の二書式中「印」及び記載心得7を削る。

第十七号書式中「印」を削る。

(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第六条 船員職業安定法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

第一号様式中「印」を削り、同様式記載要領3中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第二号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第三号様式中「印」を削り、同様式記載要領5中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第六号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第七号様式中「印」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第八号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第九号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

第十号様式中「印」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいすれかにより」を削る。

(通訳案内士法施行規則の一部改正)

第七条 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十一号)の一部を次のものに改正する。

第四号様式及び第十一号様式中「印」及び備考を削る。

(航路標識法施行規則の一部改正)

第八条 航路標識法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十号)の一部を次のようにより改正する。

第一号様式中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

第三号様式中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第四号様式中「印」及び注意3を削り、注意4を注意3とする、注意5を注意4とする、注意6を注意5とする。

第五号様式及び第六号様式中「印」及び(注意)2を削り、(注意)3を(注意)2とする。

第七号様式中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第八号様式中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

(建設業法施行規則の一部改正)

第九条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のようにより改正する。

第十三条の二第二項中「譲渡人及び譲受人が連署した」を「当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した」に、同条第二項中「合併消滅法人等が連署した」を「当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した」に、同条第三項中「分割被承継法人等が連署(分割承継法人(同項に規定する「分割承継法人」)をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)が新設分割により設立される法人である場合」であつて、分割被承継法人(同項に規定する「分割被承継法人」)をいう。第四項及び第八項において同じ)が同一の法人である場合においては、署名した」を「当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した」に改め、同項第二号中「[法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」]をいふ。以下この条及び第三十条において同じ。」を、同条第四項中「[分割被承継法人]」の下に「(同条第三項に規定する「分割被承継法人」)をいふ。第八項において同じ。」を加える。

別記様式第一号中「申請者 印」を「申請者 印」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」を「記載する」に改める。

別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第七号の二中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「印」を削る。

別記様式第十一号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記」の次に「及び確認欄」を加え、「並びに署名及び押印」を削る。

別記様式第十二号中「印」を削る。

別記様式第十二号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十三号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十四号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十五号の八中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の九中「印」を削る。

別記様式第十一号の五中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の六中「印」を削る。

別記様式第十一号の七中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の八中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の九中「印」を削る。

別記様式第十一号の十中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十一中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十三中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十四中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十五中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十一号の十六中「申請者 印」を「申請者 印」に改める。

(海上運送法施行規則の一部改正)

第十一条 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)の一部を次のようにより改正する。

第十六条第一項中「連署(新設分割の場合にあつては、署名)の上」を削る。

第十七条第一項中「連署(新設分割の場合にあつては、署名)の上」を削る。

第十八条第一項及び第十九項中「連署の上」を削る。

第十二条様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十四号様式及び第十六号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十七号様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第十八号様式及び第十九号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

(測量法施行規則の一部改正)

第十一條 測量法施行規則(昭和二十九年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三中「印」及び備考4を削る。

別表第二中「氏名」印を「氏名」に改める。

別表第四から別表第六までの様式中「印」を削る。

別表第七中「署名」を削る。

別表第八中「印」及び「署名」を「氏名」に改める。

別表第十中「印」を削る。

別表第十二中「印」を削る。

別表第十四中「申請者」印を「申請者」に改める。

(造船法施行規則の一部改正)

第十二条 造船法施行規則(昭和二十五年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「印」を削る。

第三号書式及び第四号書式中「印」を削る。

第十号書式中「印」を削る。

(建築士法施行規則の一部改正)

第十三条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「印」を削る。

第一号の三書式中「印」を削る。

第三号の二書式中「印」を削り、「責任者(職氏名)印」を「責任者(職氏名)」に改める。

第五号書式第一面中記入注意2を削り、記入注意3を記入注意2とし、記入注意4を記入注意3

とし、「登録申請者氏名」印を「登録申請者氏名」に改める。

第六号書式添付書類(中記入注意1を削り、記入注意2を記入注意1とし、記入注意3を記入注

意2とし、「印」を削り、同書式添付書類(中「印」及び「署名」を削る。

第六号の二書式中「印」を削る。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第十四条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号、第二条の二第一項第一号、第三条第一項第一号、第

一項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が

記載された」に改める。

第六条の三第一項第一号イ中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の三第一項第五号」に

改める。

第十条の二第一項中「第十二条の四第一項第七号」を「第十二条の三第一項第七号」と、「第十二

条の四第一項第八号」を「第十二条の三第一項第八号」に改める。

第十条の二十三第一項第一号及び第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」

に改める。

第十二条の三削り、第十二条の四を第十二条の二とし、第十二条の五を第十二条の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「(署名)」を削り、

別記第一号様式中「申請者氏名」印を「設計者氏名」印を

※受付担当者確認欄

に改める。

別記第一号様式中「申請者氏名」印を「係員氏名」印を

※受付担当者確認欄

に改める。

(内航海運業法施行規則等の一部改正)

第十六条 次に掲げる省令の規定中「印」を削る。

一 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十一号)第一号様式、第二号様式及び第八号様式

二 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)様式第一号及び様式第二号

三 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)様式第一

四 船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則(昭和四十年運輸省令第四十二号)第一号様式第一から第四号様式まで

五 船舶設備規程等の一部を改正する省令(昭和五十五年運輸省令第十二号)別記様式

六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令(昭和五十六年建設省令第十六号)様式第一から様式第三まで

七 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則(昭和六十三年建設省令第十七号)別記様式第一及び別記様式第三

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則(平成三十一年国土交通省令第八十三号)別記様式第六及び別記様式第十

(自動車整備士技能検定規則の一部改正)

第十七条 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部を次のようにより改定する。

第一号様式中「押請書 印」を「押請書 」に改め、注6を削る。

(優良自動車整備事業者認定規則の一部改正)

第十八条 優良自動車整備事業者認定規則(昭和二十六年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考を削る。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第十九条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「印」及び備考(5)を削る。

第七号様式中「印」及び注(2)を削り、注(1)を注とする。

第八号様式中「(第三十一条の二関係)」を「(第三十一条の二の二関係)」に改め、「印」及び注を削る。

第十号様式中注(3)を削る。

(軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式中「印」及び備考を削る。

軽二輪第三号様式中「印」及び注(3)を削る。

軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式中「印」及び備考を削る。

(道路運送法施行規則の一部改正)

第十一条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第一項及び第二十二条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」を「記載した」に改める。

第二十三条第一項中「記載し、かつ当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(自動車道事業規則の一部改正)

第二十一条 自動車道事業規則(昭和二十六年運輸省・建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

二十二条规定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第一号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

四 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

一 削除	
第六条第一項の表第四号を次のように改める。	

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第三十七条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号の二から別記様式第三号の五までの様式中〔国〕を削る。

別記様式第三号の六及び別記様式第三号の九中「申譲者 印」を「申譲者 印」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号の二までの様式中〔国〕を削る。

別記様式第七号の二の中「氏名 国」を「氏名 印」に改め。

別記様式第七号の五中「国」を削る。

別記様式第七号の六中「印」を削る。

別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「国」を削る。

別記様式第十二号の三中「国」及び「印」を削る。

別記様式第十二号の四中「及び氏名 印」を「及び氏名 印」に改める。

別記様式第十二号の五中「印」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号まで及び別記様式第十六号の二から別記様式第十六号の四までの様式中「国」を削る。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「印」を削る。

別記様式第十九号中「及び氏名 印」を「及び氏名 印」に改める。

別記様式第二十号中「印」を削る。

別記様式第二十一号中「及び氏名 印」を「及び氏名 印」に改める。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「印」を削る。

別記様式第二十三号の二中「国」を削る。

別記様式第二十六号中「国」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第三十八条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一号の二様式中「国」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式から第五号様式までの様式中「国」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号様式中「国」及び注5を削る。

第七号様式中「国」及び注3を削る。

第八号様式中「国」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「国」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号様式中「印」及び注5を削る。

第十五号様式中「国」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二条第一項中「添え」の下に「当事者の名称及び」を加え、「当事者が連署して、」を削る。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第三十九条 内航海運組合法施行規則(昭和三十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第十五条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを」を削る。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)

第四十一条 自動車ターミナル法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第七条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これ」を削る。

(住宅地区改良法施行規則の一部改正)

第四十二条 住宅地区改良法施行規則(昭和三十五年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

(施工技術検定規則等の一部改正)

第四十三条 次に掲げる省令の規定中「印」を削る。

一 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)様式第一号(印)及び様式第二号(印)

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則(昭和四十年総理府令第四十二号)別記様式第三

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)別記様式第一

四 地価公示法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十五号)別記様式第一

五 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)別記様式第一、別記様式第四から別記様式第七まで及び別記様式第十

六 國土利用計画法施行規則(昭和四十九年総理府令第七十一号)別記様式第一から別記様式第四まで及び別記様式第六

七 船員に関する労働者財産形成促進法施行規則(昭和五十年運輸省令第四十六号)別記様式第一

八 農住組合の行う土地整理事業の施行及び生産綠地地区に関する都市計画についての要請に関する省令(昭和五十六年建設省令第十号)別記様式第一及び別記様式第二

九 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第九十号)第一号様式及び第二号様式

(公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第四十四条 公共用地の取得に関する特別措置法施行規則(昭和三十六年建設省令第一十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改める。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」を削る。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)

第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)の一部を次のように改める。

別記様式第一中「印」及び注意3を削る。

別記様式第一中「申譲者 印」を「申譲者 印」に「系賃印」を「系賃氏名」に改め、注意7を削る。

別記様式第三中「印」及び注意3を削る。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第四十六条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び注を削る。

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)

第六十四条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

事業者等の証明	印
氏名又は名称及び住所	(氏名又は名称及び住所)

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。

第六号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第七号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(4)を削る。

第九号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第十号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。

第十号様式の二中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第十一号様式及び第十二号様式中「印」及び備考4を削る。

第十二号様式中「印」及び備考3を削る。

第十二号様式中「印」及び備考を削る。

第十六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考4を削る。

第一号の四の二様式中「印」及び備考7を削る。

第一号の四の六様式中「印」及び備考5を削る。

第一号の五の二様式中「印」及び備考7を削る。

第一号の五の三様式及び第一号の六様式中「印」及び備考6を削る。

第一号の九の二様式及び第一号の九の四様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の九の六様式中「印」及び備考4を削る。

第一号の九の十三様式、第一号の十五様式、第一号の十七様式及び第一号の十八様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号の三様式中「印」及び注5を削る。

第八号様式中「申請者の氏名又は名前及び住所印」を「申請者の氏名又は名前及び住所」に改め、注を削る。

(旅行業法施行規則の一部改正)

第六十七条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

受付印	謹由印	収入印紙又は証紙貼付箇所
(消印)	(消印)	(消印)

は証紙貼付箇所に改め、「印」を削り、同様式は「ちよう付」や「貼付」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

同様式中注2を削り、「印」を注とする。

第十七号様式中

受付印	収入印紙又は証紙貼付箇所
(消印)	(消印)

に改め、「印」及び注を削る。

(海上交通安全法施行規則の一部改正)

第六十八条 海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び注3を削る。

(船員電離放射線障害防止規則の一部改正)

第六十九条 船員電離放射線障害防止規則(昭和四十八年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「医師氏名印」を「医師氏名」に改める。

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第七十条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

(船舶電離放射線障害防止規則の一部改正)

第八条第一項及び第二十四条第一項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。

第二十七条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「印」及び注を削る。

第九号様式中「印」を削る。

第十号様式中「印」及び注を削る。

第十一号様式中「申請者の氏名又は名前及び住所印」を「申請者の氏名又は名前及び住所」に改め、注を削る。

(船舶等型式承認規則の一部改正)

第七十一条 船舶等型式承認規則(昭和四八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第五号様式中「印」及び注を削る。

(第六号様式中「印」及び注を削る。

(都市緑地法施行規則の一部改正)

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第三中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第七十二条 都市緑地法施行規則(昭和四九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第三中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第八十一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中〔国〕及び注3を削る。

第一号の二の二様式及び第一号の二の四様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の三様式、第一号の三の三様式及び第一号の三の四様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の三の五様式中〔国〕及び注3を削る。

第一号の四様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五様式中〔国〕及び注3を削る。

第一号の五の二様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の三様式及び第一号の五の五様式中〔国〕及び注3を削る。

第一号の五の六様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の七様式中〔国〕及び注3を削る。

第一号の六様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中〔国〕及び注5を削る。

第三号様式及び第四号様式中〔国〕及び注4を削る。

第七号様式中〔国〕及び注5を削る。

第八号様式及び第十号様式中〔国〕及び注4を削る。

第十三号様式中〔国〕及び注5を削る。

第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中〔国〕及び注3を削る。

第二十号様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第八十二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。

第二十八条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中〔国〕及び注3を削る。

第七号様式及び第八号様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

第十一号様式中〔国〕を削る。

第十二号様式中〔国〕及び注3を削る。

第十三号様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正)

第八十三条 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中〔国〕及び注2を削り、注1を注とする。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第八十四条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中〔国〕を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中〔国〕を削る。

別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中〔国〕を削る。

(浄化槽の型式の認定に関する省令の一部改正)

第八十五条 浄化槽の型式の認定に関する省令(昭和六十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中〔国〕及び備考を削る。

(船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第八十六条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則(昭和六十一年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八十八条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

第八十九条 第三十八条第二項及び第三十九条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第四十条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第八十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則(昭和六十一年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中〔国〕及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第一中〔国〕及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考9までを一ずつ繰り上げる。

(集落地域整備法施行規則の一部改正)

第九十条 集落地域整備法施行規則(昭和六十三年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中〔国〕及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第一中〔国〕及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第九十一条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則(平成元年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中〔国〕及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正)

第一百五条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第一百六条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第一百七条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十二年総理府令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第一百八条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十二年総理府令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六から別記様式第八までの様式中「印」を削る。

別記様式第九中「氏名又は名前 印」を「氏名又は名前」に改める。

別記様式第十及び別記様式第十一中「印」を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第一百八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第一中「印」を「氏名 印」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四中「氏名 印」を「氏名 印」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第一百九条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十二年国土交通省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「申請書 印」を「申請書 印」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号中「印」を削る。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第一百十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十二年国土交通省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号の三及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「印」を削る。

別記様式第十六号の二中「申請書 印」を「申請書 印」に改める。

別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「印」を削る。

別記様式第二十三号中「申請書 印」を「申請書 印」に改める。

別記様式第二十三号の二、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十一号中「印」を削る。

「印」を削る。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第一百十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考3を削る。

(船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第一百十二条 船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「記載し、記名押印又は署名した」を「記載した」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第一百十三条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請代理人(代理申請の場合) 住 所: _____ 印」を「申請代理人(代理申請の場合) 住 所: _____ 印」に改め、同様式から第十八号様式までの様式中「印」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十三号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一括り上げる。

第二十四号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十六号様式中「住 所: _____ 氏名又は名前: _____ 印」を「住 所: _____ 氏名又は名前: _____ 印」に改め、注を削る。

(小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第一百四条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十四年国土交通省令第五号)の一部を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式中「印」を削り、「日本国籍簿」を「日本国籍簿」に改める。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第一百五十五条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改める。

様式第一号及び様式第一号中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)

第一百五十六条 市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改める。

様式第一号及び様式第一号中「印」及び注意2を注意2①とし、注意2②から注意2⑤までを一括り上げる。

注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一括り上げる。

様式第四中「印」を置く。
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

ください。
ます。

い。
は改め。

- 注1 不要の部分は消してください。**
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。

様式第八中「印」を置く。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

ください。
ます。

い。
は改め。

- 注1 不要の部分は消してください。**
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。

様式第九の二中「印」及び備考2を削り、備考1を備考3へと改め。
様式第十及び様式第十一中「印」及び注2を削り、注1を注3へと改め。
様式第十二中「印」及び注2を削り、注3を注4へと改め。
様式第十三中「氏名」印を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考5へと改め。
様式第十四中「氏名」印を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考5へと改め。
備考4を備考3へと改め。

- 注1 不要の部分は消してください。**
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。

様式第十五の二中「印」及び備考2を削り、備考1を備考3へと改め。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。
は改め。

様式第十六中「印」及び注2を削り、注1を注3へと改め。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。
は改め。

様式第十七中「印」及び備考3を削る。

様式第十八中「印」及び備考2を削り、注1を注3へと改め。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。
は改め。

様式第十九中「印」及び注2を削り、注1を注3へと改め。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。
は改め。

第十五条 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正
第十六条 國土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正
第十七条 國際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正
第十八条 國際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正
第十九条 國際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十二号様式までの様式中「印」及び注3を削る。

四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 國際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十二号様式までの様式中「印」及び注3を削る。
第十八条 「申請者の氏名又は名称及び住所」印を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注3を削る。
(特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正)

第十九条 特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

二 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

い。
は改め。

(特定外賃埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)
〔特定外賃埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)〕
第一百一十七条 特定外賃埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印(イ)」を「(イ)」に改め、備考5(イ)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(イ)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)
〔高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(一部改正)〕
第一百一十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式第一面中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「係員印」に改め、注意を削る。

第五号の二様式中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

第五号の三様式中「印」及び備考二を削り、備考二を備考とする。

第五号の四様式第一面中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

(海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正)
〔海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(一部改正)〕
第一百二十九条 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考を削る。

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正)
〔広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則(一部改正)〕
第一百三十条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」を削り、

注1 不要の部分は消してください。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 記載の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

注1 不要の部分は消してください。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することがで
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

注1 不要の部分は消してください。
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
3 記載の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。
4 に改めや。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
〔特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(一部改正)〕
第一百三十二条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の四様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の四様式から第十二号様式までの様式中「印」を削る。

〔第二十二号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。〕
(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)
〔海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十一年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。〕

〔第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。〕
(国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正)
〔国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第九十一号)の一部を次のように改正する。〕

別記様式第一中「(第五条関係)」を「(第四条関係)」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一律に削り上げる。

別記様式第二中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)
〔長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。〕

第一号様式第一面中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意4を削り、注意5を注意4とする。

第三号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意3を削り、注意2を注意3とする。

第五号様式第一面中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意3を削り。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。

(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正)
〔排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則(一部改正)〕
第一百三十五条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

〔津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正〕
〔津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第九十九号)の一部を次のように改正する。〕

別記様式第一中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とする。

別記様式第三中「申請者の氏名 印」を「申請者の氏名 印」を「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一律に削り上げる。

別記様式第七中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「氏名 印」を「氏名 印」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)

第一百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第一百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。）

第一号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第二号様式 第四号様式及び第六号様式中「印」を削る。

第七号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第八号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十二号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「印」を削る。

第十五号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十六号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第十七号様式及び第十二号様式中「印」を削る。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第一百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「印」及び注3を削る。

第七号様式中「印」及び注3を削る。

第八号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十三号様式中「印」及び注3を削る。

第十五号様式中「印」及び注4を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

（国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正）

第一百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)

第一百五十条 自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「印及び印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（附 則）

